

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 3 号

平成 2 9 年（2017 年）3 月 2 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 8 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

（産業振興部関係）

[指摘事項 行政財産管理について]

施設使用許可申請に伴う使用料の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき、適切に処理されたい

[改善措置]

使用料の算定誤りについては、行政財産使用料徴収条例に基づき算定し直し、処理を行いました。

【商工労働課】

[指摘事項 施設指定管理者制度について]

ア 施設使用申請及び許可書の取扱いについて、一部適切とはいえない部分がある。様式の見直しを含め、指定管理者に指導等を行われたい。

イ 使用料の徴収業務委託において、実態とは異なる部分がある。また、

公金収納事務に係る業務委託が更新されていないものがある。業務委託契約書等の更新又は改定すべき内容について検討し、是正されたい。

[改善措置]

- ア 施設使用申請及び許可の取扱いについて、指定管理者へ指導を徹底するとともに、様式の見直しなど適正な処理に努めます。
- イ 業務委託契約書等の内容と業務内容を確認し、適切な業務委託内容となるよう更新又は改定を行います。

【商工労働課】